

## 速記録 (平成22年3月26日 第5回公判)

事件番号 平成21年(わ)第1800号

被告人氏名 大高正二

被告人

先ほどお話ししましたように、質問書に対する裁判所からの回答、これは書面による回答は必要ないとして口頭で終わらせて、これはやはり余りにも一方的ですし、私は初めに口頭で回答してもらってもいいというつもりで法廷で裁判官に質問いたしました。それに対して裁判官は書面に出せと言われたので、書面に出したわけですから、礼儀からいっても当然書面で回答すべきものだと思います。それを一方的に、ただ裁判官の、どういうことなんですかね、必要ない、それだけで片付けられてしまうのは、非常に納得いきませんね。裁判というのは、もっと国民に理解されるやり方でやるべきですよ。それが裁判所に対する信頼を回復する、一番大きなやり方だと思いますから、まずそれをお話ししたいと思います。それから今日結審が予定されているのですが、まだまだ審理不十分だと思います。この状態で結審するということは、まだ真実の見極めが甘い状態で結審されるということは、裁判官の裁量、心証によって大きく判決が左右される結果になります。誤った判決になる可能性もあります。ですから、山野さんの勾留を早く切り上げたいという、そういうお考えも理解できますが、できたらもう少し延長していただきたい。そしてその延長に当たっては、検察官の証人尋問、それと千葉興業銀行の経営責任代表者ですか、その証人尋問を求めたいと思います。それと、先ほどの検察官の論告求刑というんですか、それに対してお話ししたいと思います。検察官のあの主張は、我々が出した証拠に対する何の反論もしていませんね。ただ、千葉興銀に対して、詐欺・横領・恐喝の事実はないとしているだけで。私たちは、事実があるから、それに対する証拠を出し、証言記録も出し、訴えているわけですから、それに対して何の反論もなく、ただ、

その事実はないとして、事実がないことをやった我々を有罪にするんだと。そんな一方的な論告は考えられませんし、そのような検察のやり方が、今までの冤罪を多発させている原因ではないかと、私は改めて感じました。捜査すれば分かることなんですね、千葉興銀の詐欺・横領・恐喝犯に対する事実は。それをせずに、一方的に犯罪はないとしている。これはもう、検察の捜査能力がないのか、あるいは私たちが日ごろ感じている、警察も検察も裁判所も犯罪会社の犯罪を手助けしている状態を表しているのではないかと、そう考えます。その裏で、どのような交渉があるか分かりません。恐らく金銭的なものではないかと、一般的には考えられます。そのようなやり方で、裁判所も検察も警察も機能しているとしたら、大変国民にとって不幸なことです。国民の税金を使って営まれているそれらの組織が、そのような国民の意に反するようなやり方をやることに、強く抗議いたします。以上です。

平成22年3月31日

千葉地方裁判所

裁判所速記官

高橋まり子

